

第 22 回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成 22 年 11 月 16 日（火） 14:00～16:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部会長）阿藤誠

（委員）津谷典子

（専門委員）佐藤香

（審議協力者）総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、神奈川県
齊藤ゆか（聖徳大学准教授）

（調査実施者）総務省統計局統計調査部：栗原労働力人口統計室長ほか

（事務局）内閣府統計委員会担当室：若林参事官

総務省政策統括官付統計審査官室：吉田調査官ほか

4 議 題 社会生活基本調査の変更について

5 議 事 録

阿藤部会長 ただいまから、第 22 回人口・社会統計部会を開催いたします。

本日は、前回 11 月 5 日の部会に引き続いて、「社会生活基本調査の変更について」の審議を行います。審議に入ります前に、本日特別にお願いした審議協力者の齊藤ゆか先生に簡単に自己紹介をお願いいたします。

齊藤准教授 聖徳大学の齊藤ゆかと申します。どうぞよろしく申し上げます。

私は、ボランティアや NPO 活動に関して長年研究しておりました。また、実践も学生とともにやっておりますので、現場と統計と、その点をつなげるという意味で今日お話しさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

本日は、安部委員と嶋崎専門委員が御欠席です。

それでは、審議に入る前に、本日の配布資料と前回部会の結果概要について、総務省の吉田調査官に説明をお願いします。

吉田調査官 それでは、まず本日の資料の御確認をお願いしたいと思います。本日準備した資料は、

資料 1 として、「21 回人口・社会統計部会結果概要」。

資料 2 として、「第 21 回人口・社会統計部会において出された意見等に対する回答」。

資料 3 として、「調査票 B の詳細行動分類（案）について」の 3 つです。

なお、資料3につきましては、次回の部会で審議を予定している集計事項に関する資料を、前もってお配りするものです。

それから、資料番号は付いてございませんけれども、本日、審議協力者の齊藤先生から、レジュメということで資料をいただいておりますので、お配りしています。

それから、前回資料等、こちらの方に置いておかれた先生方で手元に資料がないという方はないでしょうか。

資料にもし不足がございましたら、どうぞお申し出ください。

資料1の前の部会の結果概要でございますが、お手元でございますような整理をいたしましたけれども、事前にお目通しいただきまして、修正する事項等は一応修正したつもりでございますが、もし何かお気づきの点等ございましたら御発言いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 ありがとうございます。では、前回部会の結果概要についてはこのままの内容で承認とさせていただきます。

それでは、審議に入らせていただきます。本日の部会では、前回部会で、今回までに調整が必要とされた事項と、前回、時間の都合で審議できなかった論点について引き続き審議を行います。本日は調査事項についての議論をすべて終えたいと思っておりますが、もし時間が許せば、調査方法の一部についても議論したいと思います。

それでは、今回の部会までに整理しておいていただくことにした事項がございます。これを総務省統計局の方から説明をお願いいたします。

栗原室長 それでは、資料2につきまして御説明させていただきます。前回の部会で先生方から幾つか御指摘を受けて、それを踏まえまして私どもの方で検討した結果でございます。

まず1点目ですけれども、勤務形態の項目におきまして、「短時間勤務」のところの説明で、「同じ事業所で働くフルタイムの人に比べ」とあったわけですが、ここで、「同じ事業所」ということであえて言及する必要はないのではないかという御意見でございますが、これにつきましては、御指摘も踏まえまして、「同じ事業所で働く」というところは落とした形で、「短時間勤務とは、フルタイムの人に比べ、1週間のあらかじめ決められた労働時間が短い勤務をいいます」という形に修正いたしたいと考えております。

それから2点目ですけれども、年次有給休暇の「付与の有無」ということで、年次有給休暇の把握のところにつきまして、そもそも付与されている人と付与されていない人をきちっと分けて把握する必要があるのではないかという問題意識からの御指摘でございました。これにつきましては、修正案といたしまして、その1ページ目の下段にあるような形で整理してございまして、まず、ある、ないという形に分けるということで、年次有給休暇がある場合のこの1年間の取得日数と年次有給休暇がないという2つに大きく分かります。

ある場合につきまして、更にその具体的日数を聞くという形で整理してございます。更に、そのある場合の中の一番右側の「その他」の選択肢のところでございますが、ある中でも、1年間働いていないような人につきましては、ここは分けて把握した方がより正確だと考えますので、「その

他（1年間連続して働いていないなど）」という形で設けてございます。

それから2ページ目にまいりまして、1週間の希望就業時間の項目のところ、時間階級について、有業者にそろえるべきではないかなど、希望する就業時間の問いで幾つか御指摘をいただいているものでございます。まず、無業者の希望就業時間の時間階級につきましては、御指摘を踏まえまして、有業者に階級区分を合わせまして修正いたしたいと思っております。

それから有業者につきまして、御指摘もありまして、説明文のところ、やはり無業者に合わせて、「希望する時間だけ働けるとすれば」ということで語句を挿入いたしまして、同じような形にしたいと思えます。

それから3点目ですけれども、ここは有業者で就業を希望しない人、何らかの事情で本当は働きたくないという人もいるのではないかと。その人が答えられるようにということで、実際、有業者で就業を希望しない人というのはどの程度いるのかという点につきまして、平成19年の「就業構造基本調査」の方で少し確認してみましたところ、その結果が2ページ目の一番下の表に掲載してございます。有業者の総数、うち就業休止希望者ということで、その割合をとったものが一番右側になっております。

これで見ますと、60歳以上の方を中心に、全体の規模としてはそれほど大きくはないのですけれども、高齢者の方を中心に一定数いるということでございますので、そういった事実関係も踏まえまして、選択肢の方に「その他（就業を希望しないなど）」という形で追加してはどうかと考えているところでございます。

それから3ページ目の4点目でございますけれども、健康状態のところでございます。仕事への支障と連動したような設問に原案ではなっていたところではございましたが、ここはいろいろ御意見いただきまして、見直しについて検討しております。前回、先生方からいただいた御意見の内容といたしまして、過去の先行研究においては、主観的な健康状態と客観的な設問から得られる健康状態、これがかなりの割合で一致していると。つまり、主観的な質問でも一定の把握は可能ではないかという御示唆をいただいていること、それから健康上問題があったとしても、仕事に影響が出ないように働かざるを得ない人もいるということで、そういった実態がもともとの選択肢では正確に把握できないのではないかと御指摘をいただいております。これを踏まえまして、仕事への影響と関連づけた形にするのではなくて、単に健康状態について、よいか悪いかと段階的に区分するような選択肢としたいと考えてございます。

それからもう一つ、有業者だけでなく、無業者にもどうかというお話もございましたけれども、こちらにつきましては、調査票のスペースの問題ですとか、設問の順序など設計上の問題があることに加えまして、そもそも「基本計画」の方では労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境の整備という目的もございまして、それらの点を勘案いたしまして、有業者に限定して把握するという形にいたしたいと考えてございます。

私からはとりあえず以上でございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。丁寧に御検討いただいて、御説明のような回答を得られたわけですけれども、ではちょっと順番に見ていきたいと思えます。

まずは、勤務形態の項目において、「短時間勤務」を、「同じ事業所で働くフルタイムの人に比べ」と「同じ事業所」に限定する必要はないのではないかということで、御説明のような修正をすることでしたが、これでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

阿藤部会長 それでは、これで了解ということにしたいと思います。

それから2番目に、年次有給休暇の「付与の有無」、まず、あるなしを聞いて、更に、ある人についてブレイクダウンするという提案に対して、そのように図るという御回答をいただいたわけですが、この修正案のようなことでよろしいですか。

（「はい」と声あり）

阿藤部会長 では、これも了解ということにしたいと思います。

それから3番目の1週間の希望就業時間の項目における時間階級について、無業者と有業者の階級区分をまずはそろえるということですね。有業者に階級区分を合わせて修正すると。これもよろしいですね。

（「はい」と声あり）

阿藤部会長 それからもう一つは、無業者に合わせて有業者についても、「希望する時間だけ働けるとすれば」という条件付けを入れるということでございます。これもよろしいですね。

（「はい」と声あり）

阿藤部会長 それでは、もう一つ、有業者で就業を希望しない人をとらえるために、選択肢に「その他（就業を希望しないなど）」を追加する。これもよろしいですか。

（「はい」と声あり）

阿藤部会長 それでは、この項目全体として、了解ということにしたいと思います。

最後になりますが、健康状態について、現行案は仕事上の支障と連動しているのですが、これを一般化する。一般的な健康状態として把握するというところで修正案のような形になりましたが、これはいかがでしょうか。

どうぞ。

津谷委員 この修正案自体はこれで結構かと思いますが、一言だけもう一度念を押してというか、コメントをつけ加えさせていただきたいのですが、今回はスペースの問題、それから調査票の設計、デザインの問題で、有業者に限るということは選択の余地はないというか、それで仕方がないというか、よろしいかと思いますが。ただ、次に、今回の調査では「あくまで、『基本計画』で」云々のところですが、「労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境の整備」とあります。ここでもう一回言いますと、健康と就業、働くこととの間には双方向の関係がある。もっと言うと内生性が、ちょっと難しい経済学用語でエンドジェネティがあるわけです。つまり、言いかえれば、非常に健康状態が悪い人はもう働いていないわけですね。たとえ無理をして、なかなか仕事に差し支えと言えないという、前回御指摘があったのですが、それは置いておいて、本当に健康でない人というのは、やはりどうしても就業しなくなることがありますので、ここで選択性のバイアスがかってしまうということは、やはり忘れてはいけないと思うのです。

この「基本計画」云々ですけれども、労働力調査ではないですが、ここで「基本計画」が言っていることは、有業者、つまり、働いている人の調査ではなくて、働くということ、確率ですね、それと健康の関係もしくは健康が働くことに与える影響及び働くことが健康に与える影響を、ここでは調査をするべきなので、実は有業者に限ってしまうことは、これは有業者の調査というか、質問であって、本当は仕事をするということと健康の問題ということを、ある意味、バイアスをかけないで分析することが、本来「基本計画」で指摘されたことなので、「基本計画」での指摘とここで余り言わない方が私はいいのではないかなと。一般の方は恐らく、聞かれたらこれで納得されるかと思うのですけれども、私は、いやいや、そうではないぞと思うのです。

つまり、言いかえれば、働くということが、どれだけ健康に影響を与えているのか。反対でもいいですけれども、それを見るためには、働いている人と働いてない人を比べて、実際働くということが、どのように健康にかかわり合っているのかということを見ないと、もともと働いている人だけ見てしまっただけでは、本当のことを言うと全体像が見えないという統計的な問題が、選択性のバイアスの問題あると思いますので、余り「基本計画」でということをごまかさない方がいい。私は、「基本計画」は有業者だけ調べるとは絶対言っていないと思うのです。有業者を調べるのではなくて、働くこと。ワーク・ライフ・バランスもそうですけれども、仕事と生活の調和もそうだと思いますので、これはちょっと削られた方が良くと思います。

なぜかという、統計委員会に諮問に出てきたときに、そういう指摘がまたあつたりするとあれですので、スペースと、それから調査票の設計という意味から、今回はとにかくここでやるのだと。ただ将来的には、次回から、もし設計上、これは許されることであるならば、「全員に聞くということも視野に入れたい」ぐらいになさっておいた方がよろしいのではないかと思います。

以上です。

阿藤部会長 ありがとうございます。何か統計局の方から。

栗原室長 「基本計画」の趣旨というか、より深い解釈ということで、大変参考にさせていただきました。今回は有業者ということで御理解賜ればと思いますけれども、次回以降、無業者のところの関連というのはまた課題かなと思います。

阿藤部会長 津谷委員の意見は誠にございとも思います。今から質問票の設計を見ると、ガラガラボンになってしまうという可能性もあるので、なかなか難しいなと思います。

津谷委員 ほかのを全部変えなければいけなくなりますと、これは恐らくページで区切らないといけないと思います。

阿藤部会長 ここでは、一応、「有業者に限定することもやむを得ない」ということにいたします。

ということで、前回までの宿題については以上ですが、最後に何かありますか。

よろしいですか。

それでは、これはこういう形で決着ということにしたいと思います。

総務省の「審査メモ」と論点に対する回答、そういう2つの資料が前回配られておりますが、それをもとにして引き続き議論を進めたいと思います。

まず、「ボランティア活動に係る1日当たりの活動時間の追加」と、それから「所属するボランティア団体等に係る選択肢の追加」というところがございます。「審査メモ」の3ページ下半分の(カ)と(キ)というところに相当します。これについて、吉田調査官、説明をお願いします。

吉田調査官 それでは、「ボランティア活動に係る1日当たりの労働時間を新たに把握する」という点につきましてですが、この項目につきましては、ILO(国際労働機関)が提案しております「ボランティア労働の計測に関するILOマニュアル(草案)」、これは、第18回の国際労働統計家会議、平成20年に開催されておりますけれども、そこで1回当たりの活動時間の把握が提案されているということをお踏まえまして、新たに設けるという事項でございます。

しかしながら、災害時のボランティア活動のように、複数日にわたって活動が行われるということが想定され、1回当たりを定義するということが困難という制約がございます、1日当たりの活動時間として把握するというようにしています。これについては、国際的なニーズをお踏まえた対応であるということで、適当であるという判断をいたしました。

続きまして、「団体等に所属してボランティア活動を行っている場合の団体等の選択肢の追加を行う」ということであります。従前から、所属するボランティア団体については把握をしているわけですが、NPOや地域コミュニティに所属して行う活動の状況をよりの確に把握するという、そのために団体の区分を細分化して、選択肢にNPO(特定非営利活動法人)を追加する。それから町内会などについても、地域社会とのつながりについて明示するというように修正しているものがございます、適当であるという判断をしています。

以上でございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

引き続きまして、今日、特別に御出席いただいている齊藤先生から、ボランティア活動等について、研究されているお立場も踏まえて、今回予定されている変更点についての御意見、あるいは今後整備が求められる点等について、10分程度お話をいただきたいと思っております。齊藤先生、お願いします。

齊藤准教授 齊藤ゆかと申します。よろしく申し上げます。

まず簡単にですが、ボランティア活動の統計の整備の必要というようなことで、ILOの資料等の整理で、ボランティア活動の統計の整理が、2001年のボランティア国際年以降、非常に重要になってきたということをお、まず、最初に押さえておきたいと思っております。

その後ですが、日本におけるボランティア統計というものが、どれだけ政府統計として整備されているかということについて、簡単に整理しておきます。

1つ目ですが、内閣府でNPOの調査報告書が出されております。ここでは、ボランティアの扱われ方が、この資料に書かれているようなもので把握されております。「市民活動団体等基本調査報告書」がございますが、この10年間で整理してみますと、2000年、2004~2009年ということで、それぞれの市民活動、団体等の基本調査の内容等については、特にNPOの経営状況やNPOの組織状況について聞くものが多く、これらは毎回調査内容が変わったり、活動の種類などが変更してきますので、経年変化を見ることや、同調査でボランティア個人をとらえることが難しいと言

えます。今年度、2010年に出された調査では、副題として、「資金調達に関するもの」とありまして、ここでも、ボランティアについて把握することはできないということが挙げられます。

ちなみに、市民活動の団体調査の中で、ボランティアの位置というものの、会員について聞いているものがございます。会員と役員に分かれておりますけれども、その中で事務局スタッフがおりまして、その中でスタッフが常勤なのか非常勤なのか、有給なのか無給なのかというところで、ボランティアという言葉の明記はなく、無給という言葉を使っているところがございます。調査も、非常に複雑な調査になっておりますので、一般にボランティア活動されている高齢の方や女性の方は、この調査を回答することが難しいという状況でもございます。

2つ目の「社会生活基本調査」では、初めて「ボランティア活動」という明記されたのが2001年調査で、今回で3回目になり、ここでボランティア活動を経年把握することができます。

また、3つ目として、各省庁におけるボランティア統計ということですが、こちらも、総務省のふるさと納税の調査とか社会教育調査などが出されております。また、全国社会福祉協議会における「全国ボランティア活動実態調査報告書」が出されております。これは10年に1回ぐらいですが、2010年最新のものがございます。ここでもボランティアの詳細を見ることができます。

社会生活基本調査の中で、ボランティア活動の種類の変化について資料1に整理させていただきました。ここでは、ボランティアの定義の変容と種類の変容といったことで、今年度は種類の変化はありません。

次に、資料2になります。ボランティア活動とNPO（特定非営利活動）の種類を比較を見ていただくと、右側の部分が総務省のボランティア活動の種類11分類に当たるところです。それを、現在行われているNPOの17分類と比較してみますと、幾つか、NPOとボランティアでリンクできない部分があるといったことが分かります。

さらに、国際的なNPOの分類と比較したものが資料3になりますが、これも、今後、国際的なNPO活動と比較する必要がある場合は、活動の種類も今後の課題になります。

次のページに移りたいと思います。2ページ目ですが、先ほど、もう既に御説明がありましたので、改善点については繰り返すことはありません。ボランティア活動を、例えば、私が研究する場合、4点の変化を更に詳しく見ることができます。

1点目が、1回当たりの平均時間を見ることができるという先ほどの話です。2点目が、団体に加入しているか加入していないかということで、これを国際的に言えば、公式ボランティアと非公式、つまり、フォーマルとインフォーマルのボランティアを分類してみることができます。フォーマルな団体については、今回、クラブ、サークル、市民という言葉が加えられました。更に3点目の、今回の前進として非常に大きいのが、加入している団体の中にNPOという言葉が初めて「社会生活基本調査」に出てきたということが非常に大きな進歩だと私は考えております。NPOの中で、これまで内閣府の調査では無給者という位置づけだったのですが、NPOの中でのボランティアの活動の状況をここで把握することが可能になります。また、一般的に、学歴が高いほど、介護経験や子育てなどをやっている人ほどボランティア活動をしているという傾向にあります。教育の中で大学院が加えられたり、更に、介護の中で自宅外や10歳未満の人の詳細を見られたりという意味

では、これは更におもしろくなるなどという感じを受けております。4点目の有業者のボランティア活動の状況についてですが、これも今回の有業者の非常に細かい点を見ることができるという意味で、前進になります。

23年度の調査の改定によって逆に見えなくなる部分があります。例えば地縁組織の部分ですが、老人クラブに入っていたり、青年団、消防団に入っていたり、民生委員などの活動をされている方が、この中で、どこに丸をつければいいのか迷わないようにすることが非常に重要かと思えます。

また、PTAなど学校の手伝いなどについても、これまでは「その他」の中に分類されておりましたが、この点もちょっと注記が必要かと思われま

す。また、加入してないで行っているという部分が、これまで、学校、職場と地域と友人、知人等ということで、5分類に、加入してない中でも詳細に行っていたのを、今回割愛しております。これまで加入しないで行っている人の活動の中で多かったものは、子どもと活動や、まちづくりや安全な生活や自然・環境を守るということで、例えば、PTAに入らなくても学校に手伝いに行くようなお母さんたちやお父さんたちが、どこに丸をつけるのかという部分で、加入しないで行っているところに、きっと丸をつけると思いますが、こういった部分が今回割愛したことによって見えなくなる点になります。

これまで、私が研究していた見解として、非常に改善されたところでもあるのですが、1つ目、冒頭に話があったボランティア個人の健康状況といったこと。ボランティア個人の健康状況によって、かなりボランティア活動しているかどうか左右されやすいということが、これまでの研究によって明らかになったことで、これは知りたいなと長年思ってきたことの一つでございます。ボランティアに限らず、余暇行動を行う人たちはかなり健康に左右されているという現状がありますので、これは将来の改善に期待したいと思っております。

2つ目ですが、このボランティア活動の組織状況、フォーマルかインフォーマルかという点についても、これは加入している、加入してないで改善されている点です。

3点目は、これまでの伝統文化的な地縁組織、つまり、義務ボランティアのような、知らないうちにボランティアをするものと、新参ボランティアなど新たに何か活動を起こしている社会変革的なボランティアの位置づけが、今後、更に出てくるのではないかと考えております。

の部分ですが、今回、NPOといったことを明記したことによって、NPOの中でのボランティアの量的把握が個々に可能になるといった意味が非常に大きいといったことになります。

3ページ目になります。ここではボランティア活動の調査時の注意点と限界などについて簡単に押さえておきたいと思えます。ボランティア活動は、個人に対して、例えば手伝いをしたりとか、手助けをしたりとか、趣味の中でボランティア的な行動をしていたりといったことで、その個人が、ちょっとした活動なので、ボランティア活動したという認識がなければ、実際にデータとして挙がってこないという限界があります。

そのために、ボランティア活動は、実態よりも過少評価されているといった問題があります。例えば、近所の子どもの送り迎え、自分の子どもだけではなくて、ほかの子どもも一緒に送ってあげるとか、そういったちょっとした活動、ちょっと子どもを見てあげるとか、そういったボランティ

アの意識なく行われることがあります。

また、趣味サークルなどにおいても、あるいは先生方でも、学会の理事活動などボランティア活動の位置づけでもあるのですが、個人がそう認識しなければ挙がってこないという問題が生じます。

2点目ですが、個人の動機や意欲、性格、態度とか、地域の伝統文化や習慣によってかなりボランティアの状況が異なるということがあります。生粋のお節介な方がいらっしゃいますけれども、お節介や親切な方がちょっとした、何か活動することをボランティアとして認識していない場合はこの統計にはデータとして挙がってきません。

また、ボランティア学習、今、学校教育の中で、10年来、サービスラーニングやインターンシップなどが行われておりますが、この点とボランティア活動との違いをはっきりさせておく必要があるかと思えます。

最後になります。今回の会議は、政府統計として、ボランティア活動、NPOの今後の検討ですが、全国の町内会や自治会の数が政府統計としては把握されておりません。「社会生活基本調査」の中では、町内会や自治会ということが今まで明記されていたのですが、ボランティアの活動の組織実態は把握されていないという問題があるかと思っています。

2つ目ですが、将来ということですが、ボランティアそれぞれ行う個人の方の健康状況を把握すると、そこでの活動や余暇の濃淡などがここで明らかになってくるかと思えます。

また、今回期待できるものとして、NPOの中でのボランティア個人の状況です。

ほかに、経済学では、個人の寄附行動とボランティアの時間寄附というような位置づけでクロスしているようなものがありますが、今後これらがクロスして見られるようになってくる可能性に期待したいと思っております。

最後に、国際的なボランティア活動とNPOの分類の統一です。国際的にNPO分類の統一の方向にありますが、日本の中でもNPOとボランティアの種類は異なっておりますので、この点の統合などの検討も今後の課題になるかと思えます。

以上になります。

阿藤部会長 短い時間で非常に濃密な改善点等のコメントをいただきまして、ありがとうございました。今日資料をいただいたので、なかなかそしゃくしにくいとは思いますが、特別に今回の調査について、できるのではないかと何か特定の提案とかいうのはここから出ていますか。

齊藤准教授 実は、この調査を改善する前に、ある先生からボランティアについて予め質問がありましたので、こういった点について改善したいという指摘を事前に申し上げて、その指摘のいくつかを取り入れてくださって、かなり変更があり、前進は大きいかと思えます。

阿藤部会長 ありがとうございました。ということなので、勿論、NPOなりボランティアのみの調査ではないので、それを大きく膨らますのはなかなか難しいかと思えますけれども、しかし、社会における存在意義は増えてきた中で、「社会生活基本調査」の中にこういう形で何回か前に取り込まれた。そして若干の、今回も改善が図られたということであるようでございます。

総務省の方から、今日初めてお聞きになったかもしれませんが、特段何かコメントございませんか。

栗原室長 非常にコンパクトにボランティアの現状、それから課題をまとめていただいて参考になっております。それで、要望事項等いろいろいただいておまして、例えば団体に加入しているところを充実させた一方で、個人ベースのところがちよっと見えなくなってしまっているというはあるのですけれども、今回、NPOとか、その組織的な部分を充実させようという意図があって、両方並び立たずというところがありますので、そういった面もありますし、なかなか一気に全部変えてしまうというのは難しい部分はあるので、そこは御理解いただきたいところでありますけれども、今回、全般的にボランティアのところはそれなりに充実を図らせていただいているのかなということは個人的には思っております。

阿藤部会長 ありがとうございます。ほかの委員、専門委員の方から何かございますか。佐藤専門委員、どうぞ。

佐藤専門委員 齊藤先生の資料の2ページの3)ですね。不明瞭になる項目のところがちよっと気になりまして、注意書きの方に、例えば生協であるとか、こういったものはその他の団体に入れてくださいというような、それについての注意書きを明記していただければと思いましたので、その点だけ述べさせていただきます。

阿藤部会長 これは、記入の仕方というところですね。

栗原室長 記入の仕方などでちょっと工夫したいと思います。

阿藤部会長 それでは、その点の記入の仕方の改善をお願いしたいと。津谷委員、どうぞ。

津谷委員 齊藤先生の御説明を伺って私もちょっと思ったのですが、余り自分に還元してはいけませんが、このPTAですね。これは、お子さんの年齢にも地域にもよると思いますけれども、私も秘書がおるのでありますが、相当お母様が、このPTAに呼び出されまして、大変時間を使っておることがよく分かるのです。特に小学校に入ってから、小学校というのはお母さんが専業主婦であるということ想定して何となくカリキュラムが作られていて、保育所にいるうちはいいけれども、小学校に入ってから大変だというのが、実はこのワーク・ライフ・バランスのことでいろんな働いている女性から聞いておりますので、これはどこに当たるのかなあという、どのようなボランティア活動をしましたかという質問22の、子どもを対象とした活動かなとちょっと思ったのですが、そこを見ますと、もし違っていたら御指摘ください。

子ども会の世話、子育て支援ボランティア、いじめ電話相談ということよりも、PTAなど学校の手伝いというのを最初に、これは私の個人的な勘ですけれども、これの方が多いい。例えば、いじめ電話相談、これを一般の方がなさるといことは、インターカーでもない、カウンセリングでもない、これは個人のプライバシーの問題がかかわってきますので、これを仕事としてなさっている方、半分ボランティアでもいいのですけれども、こういう方、たくさんいらっしゃることは、私はちょっと、素人考えですけれども思えないので、どれかを1つ外すとすれば、もっと一番多そうなものを例に入れた方が恐らく良いのではないかと思います。先ほどの過少報告のアンダーレポーティングの問題もありますし。

これはどう見ても、ボランティアと片仮名で来るとそれなりに、訳しようがないので、片仮名でジェンダーとやりますと、ある意味、非常に伝統を重んじる年配の男性からは、これはなんかポリ

ティカリーなダーティワードのようで、ジェンダーと言うだけでラディカルなフェミニストと思われるからそんな言葉使わん方がええと、私は実は調査やるときにアドバイス受けたこともあるのですが、片仮名で書いてしまうとそれなりの思い込みが、特に年配の方なんかあってしまっと思うのですけれども、注意書きをちょっと、勿論、手引きもいいのですけれども、手引きまで読まないでも、この選択肢の下に入れておくことで、ある程度の過少報告は、もうこれは仕方がないです。

ボランティアについてと、最初に言ってしまいますと、あっという、何となくマインドセットになってしまう。ただ、その後で、できる限り拾い上げられるようにしておいた方がいいと思うので、一番適用範囲が広そうなものの、余りまた細かくしてしまいますと、もう読むの嫌ということになりますので、回答者はスペースが大好きです。いっぱいスペースがある、そしてぱっぱと答えられて、たくさんページを答えられると達成感があるようで、余りごしゃごしゃしない方がいいとは思いますが、この例の出し入れを、齊藤先生の御指摘も踏まえてちょっと考えると、過少報告、少しはここでカバーできるのではないかと思います。

以上です。

阿藤部会長 齊藤先生、いかがですか。

齊藤准教授 私もPTAをやっておりましたのでよく分かるのですが、学校に出入りしている方が非常に多い一方、子ども会も、今、非常に減っています。子ども会の明記より、まさに今、PTAなどの学校の手伝いとか世話とか、幼稚園の中でのお母様方の手伝いでお祭りを出したりとか、そういったことのすべてがこの子どもを対象とした活動に入ってくるかと思えます。

ただ、PTAとしてしまうと、学校教育に限定されてしまうので、幼稚園や保育園などの手伝いがここに入ってこないことになってしまう点はあるかもしれませんが、ちょっとその点の検討は必要かと思えます。

阿藤部会長 子どもを対象とした活動というのは、そもそもそういうPTA、幼稚園も含めてですけれども、その関係のものがここに入るという前提ですね。

栗原室長 そうですね。子ども対象の活動を広く、赤ちゃん相談とか、児童の学習指導とか、そういったものも含めてここは広くとらえるような形にはなっております。

阿藤部会長 という御指摘もあったように、どれも大事と言えば大事ですけれども、頻度が非常に低そうなものと比べると、恐らくこういったものの方がはるかに多くの方が参加しているという実態はつかまえやすいのではないかと思います。

津谷委員 私もそう思いますので、確かにPTA、ペアレント・アンド・ティーチャー・アソシエーションですから、小学校以上だから、幼稚園や保育園はないのかいなとふっと思いましたが、そこら辺はざっくりと、「PTAなど学校・幼稚園・保育園などの手伝い」というぐらいにしておいて、私の小さいころは子ども会があったけれども、今は余り聞かないなと、うちの近くに小学校があるので、いじめ電話相談、これ、ボランティアでやるには恐らく、子育て支援ボランティアもどれほどあるのかちょっと分かりませんので、そこら辺を2つぐらい消して、感じとして、さっきも言いましたけれども、余りくどくならない方がいいとは思いますが、できる限り。

私、ぱっと見たときに、これは一番恐らく、バザーをやったり、運動会やそんなのでいるんなこ

とをやったのも、大体このPTA及び親御さんのアソシエーションみたいなのが先生を手伝ってやると。これは日本だけではなくて、アメリカなんかもすごいのです。特に地域にもよりますけれども。ですから、そういう意味で、国際比較なんかも結構できたりするかなあと。これは御本人の年齢や子どもの年齢なんかとうまく掛け合わせると大変おもしろい集計できるのではないかと思います。

佐藤専門委員 一案ですけれども、この「子どもを対象とした活動」の項目そのものを「PTAなど子どもを対象とした活動」にして、それで、その後の具体例の方は、今、津谷先生や齊藤先生からあったように、もう少し一般的な、つまり、幼稚園や保育園やというのも分かるようにするというのも一つの方法かなと思います。PTAの活動をボランティアだと思ってない場合がありますから、あっ、PTAもボランティアなのだと、ぱっと、項目を見たときに分かりやすい。ほかの項目と少し整合的でなくなるかもしれませんが、一つの家かなということで提案いたします。

阿藤部会長 というような、幾つか御提案出ましたけれども、恐らく前回までの回答と大分変わってくる可能性がありますね。

栗原室長 時系列への影響という観点から、「子どもを対象とした活動」という項目自体は余りいじらない方がいいのかな、括弧の中の例示を工夫した方がいいのかなという気はいたします。

阿藤部会長 では、具体的文言はちょっと御検討いただくということにして、今あったように、幼稚園、保育園、小学校、さすがに中学校はないのかな、に絡んだ、特に学校行事に関する活動みたいなものを含むような言葉を一応括弧内に工夫する。見出しの方、はどちらかというとカテゴライズした抽象的なのが並んでいるので、そこに具体例入れるのはちょっと難しいかなと思います。

津谷委員 時系列のデータの整合性をやはりしないといけません。

阿藤部会長 と思いますね。ということで、御検討願いたいと思います。

栗原室長 はい。

阿藤部会長 ほかに、ボランティア絡みのことで御意見等ございますか。

津谷委員 この(4)の団体などに加入して行っていますかのところの3つ目の「地域社会とのつながりの強い町内会の組織」だけ、フォントがすごく大きいのですけれども、何となくここが目がいってしまう。活字のサイズが。ちょっとそろえた感じの方がいいかななんて思いました。一番左側が、ボランティアを目的とするクラブ、これが本当にラインに寄っているもので、できればここをちょっとスペースをあけてあげると、どうでもいいようなことですが、実はビジュアル、大変大事です。私たち個人のだけでなく、こういうものもちょっとこの部分を小さくして、左をもうちょっとあけて答えやすくなさればいかがでしょう。本当にどうでもいいことで、済みません。

阿藤部会長 統計局も、こういう面でのプロですので。

津谷委員 好きなのです、そういうの。デザインとか。

阿藤部会長 ということで、その辺は、勿論、最終的に調査票を整理されるときに気をつけていただきたいということにしたいと思います。それでは、ボランティア関係、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 それでは、次は世帯員以外の者から受けている育児の手助けに係る選択肢の追加」

です。これについても吉田調査官から説明をお願いします。

吉田調査官 それでは、「世帯員以外の者から受けている育児の手助けに係る選択肢の追加」ということで、これは調査票 A、B 両方に係るものでございます。10 歳未満の人に係る育児・子育てについて、世帯員以外からの育児の手助けの有無及び誰から手助けを受けているかを新たに把握するというところでございますが、審査におきましては、10 歳未満の子どもを持つ親が育児の手助けを受けている状況を把握するということは、少子化対策に資する基礎データを提供するというこの調査の目的もでございますけれども、それに併せて、地域コミュニティにおける助け合いの状況の把握にも資すると考えられます。

したがって、世帯員以外からの育児の手助けの有無、それから誰から手助けを受けているかを新たに把握すること自体は適当である。しかしながら、10 歳未満の世帯員の「世帯主との続柄」ですとか、「年齢」、「在学・在園の状況」、これを把握する設問と並んでいることから、手助けを受けているのが 10 歳未満の世帯員本人なのか、その親なのかが不明確である。については、設問について工夫が必要ではないか。

また、就学児童に対する子育ての状況も「育児」としてありますが、生活時間を把握する項目での「育児」は未就学児童を対象としておりますので、同一調査の中で、同一用語について異なる定義が用いられている。そのため、誤った回答がなされるのではないかと懸念があります。

したがって、論点としては 2 つ。1 つは、10 歳未満の世帯員について把握する設問と並べて、保護者の手助けの有無を把握することは適当かどうか。それから 10 歳未満の世帯員に係る設問において、「育児」という用語を「育児・子育て」と変更する必要はないかということでございます。

阿藤部会長 どうもありがとうございました。それでは、統計審査官室から、論点に対する統計局の回答について、栗原室長、お願いします。

栗原室長 まず 1 つ目の方でございますが、「10 歳未満の世帯員について把握する質問と並べて、保護者の手助けの有無を把握することは適当か」というものですけれども、このところでは、10 歳未満の世帯員につきまして、在学、在園状況として、保育の利用状況を個々の子ども、10 歳未満の子どもごとに把握してきたというところでございます。今回追加いたします世帯外からの育児の手助けの状況も、同様に、個々の子どもごとに、世帯外からの育児の手助けの状況を把握するものでございます。

確かに、用語の上で、手助けを受けるのは子どもではなくて親ではないかということはあるとは思いますが、実際、手助けという行動というサービスというか、その対象となるのは子ども自身でありますことから、記入を行う上で、特に疑義等を生じるものではないのではないものと考えているところでございます。

それから 2 点目の方は適正な用語の使用ということでの御指摘かと思っておりますけれども、調査票 A で、生活時間を記入する際の生活行動分類における「育児」では就学後の子どもの身の回りの世話を含めていないのですけれども、その一方で、この 35 番のところでは、就学後の子どもも含めて「育児」としているのです。ちょっと定義が異なる部分があるのではないかとそのとおりかと思っております。

ただ、ここでは、回答者の理解のしやすさの点などから、一般的な広い概念として「育児」ということで使っておりますので、あえて「子育て」という形で言及する必要までもないのかなとは考えておりますけれども、ただ、委員の先生方の御意見も伺った上で、ここは判断したいと考えております。

阿藤部会長 ありがとうございます。ということで、この調査票の一番最後の質問 35 番、10 歳未満の世帯員について把握する設問と並べて、保護者の手助けの有無を把握することは適切かどうかと。微妙な問題ですけれども、特に御意見はありませんか。要するに、回答者が混乱するかどうかという話ですけれども、余り混乱しなければそれでも良いのではないかと思います。

津谷委員 まず最初の、手助けを受けているのが、チャイルドケアの対象となっているのが、子ども本人なのか親本人なのか、これは実際のところ区別するのは非常に難しいと思うのですね。例えば、子守してくれているときは、当然ですけれども、子どもをチャイルドマインダーでやっているわけですけれども、それは、親はその間、何かほかに仕事をするということで、親を助けているということにもなりますので、実は、生活時間調査の育児・子育てにかかる時間を計量することの難しさの一つはこれにあると思うのです。つまり、同時にできるということですね。

そしてもう一つは、やはり娯楽、楽しみと、仕事としてのやらなければいけない家事・育児になってくるのかということも非常に分散しにくいと思うので、ただ、ここから何となくそういう情報をうまく得ることもできるのではないかなとふっと思いましたので、これはそれほど、結論を先に言いますと、そんなに気にする必要はない。なぜなら、恐らく、区別することは、多くの場合、難しいだろうからです。私はそう思います。

そして2つ目の「育児」を「育児・子育て」。本当に厳密に言うと、これは私が言ったかもしれないですけれども、「育児」というのは小さい子、中学生になったら「育児」と言わないわけで、恐らくプレスクール、就学前児童なんかの小さな子どもを「育児」だと思うので、「育児・子育て」と。なぜかという、これが「児童」の「児」なので。

ただ、これは10歳未満の人なので、ここでは、「育児」にしても恐らく大丈夫かなあとちょっと思います。ここはちょっと迷うところです。ただ、2つ、これとは別に申し上げてよろしいでしょうか。

阿藤部会長 どうぞ。

津谷委員 このでっかい「10歳未満の人について」という、今までもこのようになさっていたわけですね。このキャプションで、「10歳未満の世帯員について」とやった方が、世帯主に聞いているわけですから、勿論、10歳未満でも人よと、ヒューマンビーイングなので、よろしいのですが。人と言うとちょっと大人っぽい感じがして。子どもとやってしまうと、これは本人の子どもみたいになって誤解を生みますので、やはり「10歳未満の世帯員」とした方が、世帯主に聞いたときに座りがしっくり来るのではないと思いましたが1点です。

それから、この35番のところ、受けていると。どういう人から受け取るかというやつですが、その3つ目のところの、「ボランティア、ベビーシッター、保育ママなど」から。この並びが私は違和感があって、齊藤先生いらっしゃるので、私が間違っていたら御指摘いただきたいのですが、

ボランティアというのは、一番最初に来るほど多いのかなあと。この中で、さっきと同じですけども、一番多そうなものをというか。なぜかという、育児、子育て、大きな子だったらたまたまでいいと思うのですけれども、やはり相当、非常時にちょっとということなのか。でも、そうでなくて、これはふだんですから、ふだんからボランティアに預けている人そんなにいるのかどうか。むしろいろんなボランティアが、先ほどから伺っているとありますので、入れておくのはいいのですけれども、例えば「ベビーシッター、保育ママ、ボランティアなど」になさった方が、頻度の大きさと、それからボランティアと言ってもいろいろなボランティアがありそうだと思いますので、これは順序並べかえなさらしたらどうかという意見でございます。

以上です。

阿藤部会長 ありがとうございます。という追加の修正提案ですけども。では、佐藤専門委員、どうぞ。

佐藤専門委員 今の追加の修正のお話ですけども、先ほどの齊藤先生の資料を見ますと、近所の方の手伝いなんかボランティアとみなせるということなので、もしかしたら、近隣の知人・友人などからというのはボランティアに入ってしまうのではないのかしらというのが懸念です。もしこれがボランティアに入るのであれば、この真ん中の項目にボランティアが入るべきで、3つ目からは外した方が、前の方のボランティアの項目とは整合性がとれるはずだと思うのですが、齊藤先生、いかがでしょう。

齊藤准教授 これは、この受けている中で、これが有償なのか無償なのかということが含まれてくるのかなと。1番目の近親者ですけども、例えば祖父母に預けた場合、お金を払うということはないわけなので、これはお金がかからない。2つ目の近隣、友人、これはボランティアとなると、無償でちょっと頼むということに、これは丸が入ってくる。ベビーシッター、保育ママとボランティア、これが非常に微妙なラインかなと思うわけですね。

それはなぜかという、例えば公園で、幼稚園に通わせないで、例えば、プレーパークというような感じで子どもたちを順番で預けながら子育てをしているママたちが結構いっぱいいます。そういった実態から、これが保育ママに当てはまるのか、ボランティアに当てはまるのか、ベビーシッターの場合は、明らかにお金を払って支援するというふうになるかと思うのですが、その辺の違いが見えてくるとこれに意味があるかなと思います。

阿藤部会長 日本でも、保育ママと言うと、むしろ有料のものですね。

津谷委員 はい。どれくらい補助が出ているかにもよりますが、実は保育ママはお母さんが持ち回りでやるのは入っていません。これは家庭保育所という定義でして、自分のところで、これはどれくらい市町村が絡んでいるかによるのですけれども、ある程度の基準を設けているところもあります。どれくらいのスペースで、何人までOKと。一番多いのは、もともと看護婦さんなさっていたり保母さんなさっていたりして、自分の子どもがいる。それプラス、ある程度の地方自治体との連携をして、ほかのお子さんも預かる。これは有料ですね。

これはやり方いろいろあって、地方自治体がある程度準職員みたいにして囲い込んでいるところと、もう少し自主的にやっているところがあるのですが、ベビーシッター、保育ママ、もっと言う

と、保育ママも、これは保育所の保育サービスの公的な一環に位置づけられなくもないのです。私、ボランティアというのは無償とは限らないと。職業としたらもうボランティアではないのですけれども、有償のボランティアというのは結構あると私は聞いておりまして、ですので、お金の問題は置いておいて、このボランティア、削ったらどうですか。これを削ることで、アンダーレポーティングが、そんなに私はないように思うので、だから、ここを整理をして、「祖父母（10歳の人から見た）など親族ら」ではなくて、これは子どもですね。

ボランティアを、もし何ならもう一つ、「その他」にして拾い上げるかなあと考えたのですが、3つに該当しなかったときにどうするのかなとふと思ひまして、市町村の数だけ実は保育サービスというのはありますので、財政状況によっても非常に違うので、ただ、保育ママというのは、恐らくこの3つの中では一番制度化の度合いが高い。ボランティア、ベビーシッター、保育ママ、どのように置くかですけれども、とにかく私は余り最初にボランティアやらない方が、混乱を生じるように思いますが、いかがでしょうか。ちょっと整理をなさった方が。せっかくいい質問で、これは大変に有用なものであると。

実は日本でこのチャイルドケアサービスというか、子育てのヘルプが非常に手薄い。お金の問題もそうですけれども、お金があっても、質のいい、自分の欲しいようなチャイルドケアというものを手に入れることが、最近変わってきては、福祉措置というものから外れてきてはいるのですけれども、非常に大きな問題だと。ですので、何としてでも自分の子どもを公立の認可保育所に入れるために、お母さん、死ぬほど頑張っ、とにかくフルタイムで働き続けるとかいう話をよくこの東京近辺で聞きますので、これは少しきちんと整理をして、この部分のワーク・ライフ・バランスというような統計資料となるように工夫されたいかがかと思ひます。

阿藤部会長 幾つか御意見出ましたけれども、順番にいきたいと思ひます。

1つは、最初にあった在学、在園の状況に並べて、「ふだん、世帯以外の人から手助けを受けていますか」と並べることについては、特に問題ないのではないかとこのころがありました。

津谷委員 済みません。35番の日本語ですけれども、「ふだん、世帯員以外の人から」、もしくは「ふだん、世帯外の人から」、どちらかが日本語としてはより適切ではないかなと思ひます。世帯員以外、もしくは世帯外。スペースにもよりますけれども。

阿藤部会長 「世帯員以外」の方がいいでしょうね。では、そこは特に並べ方は問題がないということにします。

それから2番目に出てきた「育児」、あるいは「育児・子育て」、一番小さいのは、言葉としては「保育」ですよ。「育児・子育て」は非常に微妙なところですが、そこまでこだわらなくていいのではないかとこのころ御意見でしたけれども、よろしいですか。

（「はい」と声あり）

阿藤部会長 では、これも原案どおり、「育児」とするということにしたいと思ひます。

それで、新たに問題提起のあった、1つは、「10歳未満の人」ですけれども、確かにちょっと唐突な感じもしないではありません。世帯員についてという提案がありましたけれども、これについて、統計局はどうですか。

栗原室長 そちらの方が誤解がないということかもしれないので、ちょっとここは検討したいと思います。

津谷委員 当然、これは世帯主との続き柄が出ているわけですから、世帯員に決まっているということはあるのですけれども、まずこれが目に入るので、世帯に住んでいる 10 歳未満の人間なのだということが一目で分かるととっつきいいかなと思います。

阿藤部会長 では、それは、統計局で持ち帰って御検討ということですか。

栗原室長 はい、検討します。

阿藤部会長 それから 35 番の質問そのもので、質問文の中で「ふだん、世帯以外の人から」というのは、「世帯員以外の人から」ということですね。これはどうですか。

栗原室長 その点も併せて考えたいと思います。

阿藤部会長 「育児」は、いいということでした。そして、一番議論になったのは、このカテゴリーですけれども、要するに親族、それから知人、友人、それから 3 番目という形で分かれている中で、ベビーシッターと保育ママはどちらかという、職業、あるいは明らかに有償、そういうものですが、ボランティアは、ちょっとその点で違うのではないかと。さて、それではボランティアという言葉はそもそも生かすかどうかということになってきているのですけれども、入れるとすれば、今のカテゴリーのままであれば、近隣、知人、友人、そこにまたボランティアと入れるのはなんかダブっている感じもしないではない。非常に難しいですけれども。ボランティアは、そもそも言葉として要らないのではないかという御提案もあったのですけれども。

津谷委員 実はベビーシッターも必ず、東京なんかではお金を払って、有能なエージェンシーがあるようですけれども、アメリカの話を見ると、これはアメリカの調査ではないよと突っ込み入りそうですけれども、ただ、結構、ボランティア、ベビーシッター、自分の子どもの面倒を見ながら、これこそ本当に、保育ママとしてではなくて、先ほど公園にというお話がありましたけれども、ベビーシッターをやってあげているという、ある程度定期的にということがある場合もあるので、ボランティアはそういう意味でもちょっと外した方がいい。つまり、ここに並んでいるいろんな項目とボランティアということが、一緒のものではなくて、むしろ、これは掛け合わされてしまうと思いますけれども、いかがですか。

ただ、1つ本当に心配なのは、これ以外にあった場合どうするのかなというのがちょっと心配です。

阿藤部会長 これをざっと並べて見てみると、厚生労働省でやっているつどいの広場みたいな、専業主婦の子どもをプレーパークみたいなところで預かってもらう施設が結構、今、厚生労働省が力入れてやっているでしょう。

津谷委員 武蔵野市なんかすごいですね。開放型就学前学校とか、やっています。

阿藤部会長 それはどこに入るかという、真ん中は全部、保育園、幼稚園、小学校の施設ですね。だから、そういうのが欠けている感じがちょっとするのです。ただ、右側は個人という意味ですね。

津谷委員 ですから、これは、世帯主との続き柄をもうちょっと小さくして、「続き」の「き」

をとってしまって、「続柄」でも構いませんので、訓読み、音読み統一すれば構わないので、またフォントの話で済みません。ちょっと小さくして、これをもうちょっと左に寄せて、この 35 番のところに、つまり、どれか答えられるものがないと、ミューチュアル、エクスクルーシブかつエグゾースティブと、選択肢はこれが鉄則ですので。済みません、日本語うまく言えなくて。「その他」ぐらいは入れておかないと、ここで詰まってしまうと大変に残念なことになります。

さっきの開放型就学前オープンプレスクールみたいなのも含めて、私も、今、子育てのあれは詳しいわけではないのですが、前に武蔵野に住んでいまして、本当に人気あるのですよ。これは育休しているお母さんも連れてくるし、保育ママもここに寄っているんな情報交換をするということもあるようです。保育さんでちょっと年配になった方が来るのですね。そしていろいろ相談に乗ったり。市としては、この財政難で本当はやめたい。ところが、やめられない。なぜなら、余りにも人気があるからということをやちょっと聞きましたので。

齊藤准教授 これはボランティアを近隣の友人と離すということですが、プラス、「その他」の中にボランティア的なものが含まれてくると、例えば、私が、今、在籍している大学は、保育の大学と言われているのですが、学生がかなり保育所や近隣の子育て支援センターなどにボランティアに行っていて、そこで学習の一環として預かったりということは、かなりしていることなので、「その他」で預かっているそういった場というのは、児童館外のそういった居場所づくりといったことを文科省でも推進しておりましたので、かなり拳がってくるのではないかと思います。

阿藤部会長 文部科学省の方は児童館とか、厚生労働省だとまた別のものがあり、またややこしいのですが、

津谷委員 だから、「その他」を入れて、32 番のところとか、34 番のところも、ちょっとずらして、もう一つぐらい何とかはめる努力をなさたらいかがですか。これは、やはり質問の設計上大事なことだと思います。これは最後ですから、ここで答えられなくても、次に答えるものがないのですが、途中でやめることは絶対厳禁です。答えられないと、そこでやめられてしまいます。でも、最後だからいいやというわけにも、せつかくの設問ですので、是非生かしたいと思います。

栗原室長 その設計者の意図的なところだけ話させていただきますと、ここは有料か無料かという着眼点よりも、社会的なつながりで区分してございまして、祖父母など親族を円の中心として、もう一つ外側の円のところが近隣の知人、友人、更にその外側の第三者的なところとして、ボランティアであり、ベビーシッターであり、保育ママなどということで、そういう意味で、その他の第三者的なものというのは 3 番目の選択肢に吸収するような意図で設計はしておるところでございます。

津谷委員 ただ、意図は分かりますけれども、でも、その意図を皆さんに説明して、手引きに書いておいてもいいのですが、ただ、皆さん読んでくださると、余りこちらから期待しない方がいいと思うので、ただ、答えるものがないという状況はやはりどう考えても避けなくてはならないし、先ほどの近隣の知人、ボランティアということはあるので、やはりここは整理をなさって、「その他」としておいた方が安全パイではないかと思います。

ただ、このような自計である以上は、ここで全部を網羅することはできない。本当でしたら、す

すべてのマトリックスを、これは子育てネットワークのような形で、ネットワーク調査でしたら、全部聞いていく。以後、本人を中心にするというのがいいわけですが、これは生活時間調査ですから、あくまでもここから多項で1つ選択をするということを考えると、これはこのままにしておくリスクあるかなと思いましたが、

栗原室長 おっしゃる趣旨は分かります。ただ、仮に「その他」という第4の項目を設けた場合に、そうすると、第3の項と第4の項の違いは何かという問題が別途出てくると思うのですね。第3の項はどういう基準というか、整理として立てるのかと。それ以外が「その他」ということになると思いますので、そこの第3をどう立てるかというのは、またそれはそれで難しいのかなと思いますが。

阿藤部会長 第3というのは、ボランティアが入るのですか。

栗原室長 ボランティアのところは第3。それ以外に更に第4の「その他」を設けるのであれば、その3と4の切り分けをどう整理するのかという問題が出てくるのではないかと思います。

佐藤専門委員 第3を「その他」にしてしまうということでしょうか。

津谷委員 3で全部「その他」にしてしまう。日本の現状を考えると、私も保育のエキスパートではありませんが、そんなにいないと思いますよ。もうすっきりと「その他」にするのがいいと思います。私もそう思いました。

もしどうしてもこのベビーシッター、保育ママにこだわりがおありなら、手引きに書いておかれたらいかがでしょうか。「その他」に入りますと。先ほどの意図についても、そこで分かりやすい日本語で更に説明をなされれば、回答者が迷われたときに、判断の基準、手引きになるかなとそれこそ本当にそうなのかなと思います。

阿藤部会長 今までどういう文章になっているのですか。

吉田調査官 これは、新しい項目ですのでありません。

阿藤部会長 そうすると、近隣の知人・友人なんていうのもかなり怪しいというか、子どもを預けるということは普通余りしないと思いますね。

津谷委員 ただ、近所のおばさんとかに頼んで仕事しているという地方の都市の方もいらっしゃるようにも思うので。地方には、ベビーシッターなのですけれども、片仮名でベビーシッターという認識も恐らくないのかなと思います。

阿藤部会長 さて、これはなかなか結論出ませんが、3番目のカテゴリーを「その他」にしてしまう。そして、例示を挙げないということですか。

津谷委員 調査票のここには挙げない。

阿藤部会長 記入上の手引には挙げるということですか。そのような意見が出て、今日はお二人しかいないですが、ちょっと持ち帰って検討してみてください。今のようないろいろ意見が出ましたと。さっき言った、厚生労働省や文部科学省がやっている、子どもをいわゆる保育園、幼稚園でなくて預かるような施設が、今、結構出てきていますね。そんなものもちょっと念頭に置きながら検討していただければと思います。ではこれもちょっと宿題ということで。

次は、携帯電話やパソコンの使用状況等の削除について、吉田調査官からお願いします。

吉田調査官 それでは、調査事項の削除のところですけども、まず、携帯電話やパソコンの使用状況等を削除するというごさいます。携帯電話やパソコンの使用状況等につきましては、急速な情報技術の進展を踏まえ、情報通信機器の利用が生活行動や生活時間の配分に与える影響を分析するというごさ、平成 13 年の調査から調査事項として設けている項目でございます。

ただ、今回、他の調査事項をいろいろ追加しています。主なもので 8 つございますけれども、調査事項が増えているということから、報告者負担に配慮する必要もあるということ、他の項目と比較して相対的に重要度が低下しているということ、携帯電話やパソコンなどの使用状況については削除するごさ、これはやむを得ないという判断をしております。

阿藤部会長 これについて、御意見ございますか。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 では、これは削除了解ということにいたします。

それでは、次の週休制度の削除。

吉田調査官 週休制度の有無、その内容について把握するという項目を削除するというごさ、ありますけれども、週休制度は、週休 2 日制の普及に伴う休日の増加というものが、生活行動にどのような影響を及ぼすかということ把握するため、昭和 51 年の調査開始当初から設けられている事項でございます。

ただ、先ほどもありましたけれども、週休 2 日制度がもう定着している。そして、今後その傾向は大きく変わることはないであろうと考えられるということ、削除してもいいのではないかと、適当であるという判断をいたしました。

阿藤部会長 これについて御意見ございますか。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 では、これは削除了解ということにいたします。

それから、論点の方の連続休暇の取得状況の削除というのは、前に有給休暇の取得状況と併せて議論しましたので、これは削除了解ということにいたします。

次に、居室数の削除でございます。

吉田調査官 居室数の削除、これは調査票 A、B の一番最後のページになりますけれども、居室数は、その数と家事に費やす時間、家族と一緒に過ごす時間の関係など生活時間の配分との関係を把握するために、調査開始当初から設けられている調査事項であります。しかしながら、居室数の違いによって生活時間の有意な差が見られない。また、他の調査事項を設けたということから、報告者負担に配慮する必要があるということ、この調査事項については削除するということ、これは適当であると判断しております。

阿藤部会長 これについて御意見ございますか。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 では、これも削除了解ということにいたします。

次は、生活行動種目の見直しです。どうぞ。

吉田調査官 平成 18 年の前回調査に係る答申、当時は、統計審議会の答申でございましたが、その答申の中で、生活行動種目をかなり入れたということがございます。それは 13 年調査で、かなり削除したものが多かったということもありまして、18 年調査ではかなり戻したという状況がございます。そういったことから、生活行動種目については、報告者の負担にも留意しながら、継続して把握することが必要と認められるものの選定について検討しなさいという指摘がされております。

今回の計画で、調査実施者の方では、前回の調査の結果から、まず、各種目別の行動者率について極端に低いものは見られなかったということ、それから 2 つ目として、フリー記入欄を設けているスポーツや趣味・娯楽におきまして、フリー記入された種目で現行の種目と比べて特に行動者率が高いものがなかったということで、今回調査については種目の変更等を行わないという計画を作成しております。

前回調査事項とされた生活行動種目については、調査結果により得られた行動者率をもとに種目の選定を行っているということでございますので、これは適当であるという判断をいたしました。

阿藤部会長 これについて御意見ございますか。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 それでは、これも設計どおりということで了解ということにいたします。

ということで、本日予定していた分が早々と終わりましたので、調査方法について、残った時間少し議論したいと思います。

まず、調査票 B について、インターネットを利用して回答を行う方式の選択を可能とするというところがございますが、これについて、吉田調査官、お願いします。

吉田調査官 まず、インターネット回答方式を調査票 B において併用するというところでございます。調査実施者の方では、インターネットを利用して回答を行う方式について、調査の効率化等が期待できるということ。一方で、都道府県にとっての新しい事務負担になるということも考慮して、報告負担が大きくて、標本数の少ない調査票 B だけで導入するとしております。インターネットを利用した回答を行う方式の導入につきましては、報告者負担軽減につながるということで、適当であるとしました。

しかしながら、調査事務を行う地方自治体に新たな事務負担を課すということでもあります。今回は、その均衡を勘案して、調査票 B に限定して、インターネットを利用した回答を導入すると、それにとどめるということで、適当であろうと判断をいたしました。

阿藤部会長 ありがとうございました。これはいろいろな調査で、今、部分的に進んでいる大きな動向の一つですけれども、何か意見ございますか。どうぞ、津谷委員。

津谷委員 インターネット回答方式というのは、オンライン調査ということでよろしいのでしょうか。そうすると、政府共同利用システムを使って画像のイメージを取り込んで、そして入れてい

くというやつですね。それを調査票Bについてのみ導入すると。

そこでちょっと分からないのですけれども、「調査事務を行う地方自治体に新たな事務負担を課す」というところです。中央でおやりになって、外注なりなさって調査票の画像イメージをつくって、それをあそこに持って行ってアップロードするわけですね。ですから、これはむしろ負担を軽減するのではないのですかというのが私の疑問です。もし私の理解で間違っていたら教えてください。

もう一つは、実は昨日、別の府省の仕分けがありまして、私も、阿藤先生も行っていたのですが、画像のイメージをつくるのに200万から400万かかると。本当にそんなにかかるの、もっと安くないのと仕分けしたときに言っていたのですが、いずれにしても相当なコストがかかると。そうすると、そのコストは大きい、それは同じですから、むしろ標本数の少ない調査よりも多い調査でやった方が当然標本当たりのコストは安くなるわけですね。ですから、これはむしろ逆ではないかなあと思いました。

とはいえ、いきなりはできませんので、国勢調査も今回東京都だけにこのオンライン調査というのを試験的にやったというデータを見せていただきましたけれども、8%から10%ぐらいのところで大体都区内及び市町村、推移していたと思いますけれども、そういう意味でのテスト導入というのは必要だと思います。

ただ、私の昨日の理解、御説明が、別の府省ですけれども、画像をつくる、イメージをつくることに何百万もかかるということが非常に大きなコスト負担になるというのなら、これはたくさん使った方がスケールメリットも働くのではないかなと。このインターネットを利用したの回答というのは、そういうことであるならば、そうではないかなと思います。これは地方自治体をすっ飛ばして、先ほどの、相談をやるという次のコールセンターのことも含めて、やはり地方自治体の負担、非常に大きくなっているし、その負担に対してある程度のお礼も支払わなければいけないというこの両方から、これをすっ飛ばしてやってしまうのではないのですか。

栗原室長 まず、地方の負担はむしろオンラインにすれば減るのではないかといいるところですけれども、例えば調査員でなくてオンラインで回答したところ、オンラインで返ってきたかどうかを自治体の方で確認しまして、返ってきてないところにまた調査員を派遣して、調査用の紙でもらうとか。

津谷委員 国勢調査みたいに、とにかく捕捉をするわけですね。ざーっと。

栗原室長 そういうマネジメントがやはりどうしても発生してしまうというのが1つございます。今回の社会生活基本調査に限って言えば、オンライン調査、初めての導入ということと、あと、従来、今回の国勢調査でもそうですけれども、地域を限定して、そこだけオンラインという形でやっていたのですけれども、今回はそういう地域限定をせずに、全国を対象にしてやってみよう。ただ、そういった実査の手間もあるし、県の方でもまだ未体験の県がほとんどですので、規模的に小さいBの方で、ちょっと試験的にといいますか、やってみようかなという意図でございます。

津谷委員 ということは、今まで、地域を限定してテストをもう既になさっているわけですね。だから、今度は、地域は限定しないで、このBの方からやってみるか。でも、こちらの方が、ば

っと見るときに複雑というか。おっしゃるように。だから、Bでやるのがいいのかなと思いました。ただ、審査メモの文言ですが、読んだときに、「調査事務を行う地方自治体に新たな事務負担を」と言われても、うまくやればそんなことはないだろうと、私はすぐ思ってしまったぐらいですので、「課す可能性がある」ぐらいになさってはいかがでしょうか。年齢や生活スタイルにもよると思うのですけれども、若い方は、インターネット環境に抵抗がない。実はインターネットを使って、私自身も調査の責任者をやったときに、こちらがまず予告のお手紙を送る。調査員行きまず、よろしく願いいたしますと言うと、まず若い方、何をやるかという、インターネットで確認します。昔はよく電話かかってきたのですよ。本当に慶應大学でこの調査やっているのかと。津谷典子なんて人間がいるのかと。ただ、今はすぐインターネットで慶應大学にアクセスなさって、こっちが渡した電話番号なんて使わないのです。慶應大学にかける、それは正しいのですけれども、振込詐欺ではありませんが。それに、インターネットをものすごく使っている。私たちが思うよりも。新聞なんかも紙媒体でなくてインターネットで読むと。

実はこれは、フォーカスグループなんかやったときに、ジェネレーションでもってあるようなので、うまくいくと、将来的に、もし今の年齢格差が、これもコホトリプレースメントで将来の姿を示しているとすれば、これは大変いい投資だと思いますので、このことについては中長期的に考えて、ただ、現在はこういうことがあるので、そういう手当てをしなければいけないから、また回答していない人を、都道府県が調べて、それに対する調査員派遣などの対応をしなくてはいけなくなることが考えられるので、「地方自治体に新たな事務負担を課す可能性がある」とぐらいになさっておいた方が、統計委員会に上がっていったときに理解しやすいのではないかと思います。

吉田調査官 御指摘の審査メモの文言ですが、審査メモは、部会の審議を円滑にするための参考資料的な位置付けなので、答申のように、本委員会の資料として使われるものではありません。ですから、メモの中の、細かい言い回しは、心配なされなくて大丈夫です。

津谷委員 これは出ない。分かりました。ただ、いずれにしても、文書として残るので、そのお話を聞いて分かりましたけれども、ちょっと一瞬、意味が通らないなと思いました。

佐藤専門委員 私も、これを読んだときに全く同じで、何でウェブの調査にするのに新たな事務が発生するのだろうと疑問に思いましたので、つけ加えさせていただきます。

それから、規模の小さいBで、まずインターネット方式の導入というのは大賛成です。やはりこの方向にいくべきだと思います。現状の準備段階から考えても、Bから始めたいということもよく理解できますが、調査票そのものとしては、選択していただくだけのAに比べて、回答者が自分で記入しなければいけないBを考えると、ウェブの調査でより適切に回答が得られる可能性が高いのは、実はAだと考えます。

勿論、プルダウンメニューなんかでコードを選ぶことができるのかもしれませんが、AよりもBの方が、ちょっと回答しにくいはずだと思うのですね。ウェブの画面上では。その点は将来的には、是非、御検討いただきたいということです。

津谷委員 これは恐らくコストの面でも、調査票による、枚数だけでなく、相当、特にBはかさむと思います。全部でない、これが答えてないと終われないというふうインターネットのオン

ライン調査というのはなっているものありますね。必須項目という。そうすると、提出とクリックしても、あなた、まだこれ答えてないからこれを答えてねと、こういう感じになったときに、やはり一番やりやすいのはマルチプルチョイスです。もしくは、年齢なんかを数で、10歳からやっているところを選ぶという、嫌なやつなのですよ。

ですので、いろんな場合が想定されて、やらなければいけないときに、これはありとあらゆる可能性は、これは恐らく、コンピュータプログラムの設計に相当なコストがかかってくる。そして、恐らく1回ではだめで、改良を繰り返さないと、Bのオンライン調査をきちんとやるためには、これはシステムに何か障害があってできなくなってしまうとむしろ逆効果になってしまいますので、テストランも含めて、お気持ちは分かりますけれども、ちょっとお考えになるのはいかがかなと思いました。ただ、オンライン調査は私も大賛成です。

阿藤部会長 これは何かテストみたいなことはされているのですか。疑似テストみたいなことは。

栗原室長 調査票の設計は確かに新しくやらなければいけないのですけれども、オンラインのシステム自体は、今、政府の共同システムというツールがありますので、そこに載せてやるものですから、全く新しくやるというわけでもない。ある程度そこは実績あるというか、そこは大丈夫だと思っております。

津谷委員 サーバーはありますが、ただ、画像イメージ自身はお作りになって持っていかないと。

栗原室長 それは作らないといけない。

三神課長補佐 あと、一言補足させていただきますと、確かにコストの面というお話がありましたけれども、調査票Bでやるメリットとしては、まず生活時間のところが日記帳のような形で、先ほどおっしゃったように、文字を普通は記入するという形になるわけですけれども、それを今度データとして入力すると。我々、今まで調査票Bの集計をやっていたときには、これを紙の調査票できたものをまずデータ化しなければいけない。ですので、この文字で書かれた情報をそのまま入力する。それは委託してやっていたということがございます。それが軽減されるというメリット等もありまして、そこの辺で言うと、そういう部分のコストは大分かからなくなる。我々の方で、この入力したデータに基づいてオートコーディングかけるような形の仕組みになっていきますので、我々の意図とすれば、これをやる事務が軽減されるという考え方です。

津谷委員 そうすると、エラーが発生する確率も絞り込めるということですか。

三神課長補佐 ということでございます。

栗原室長 考えようによっては、記入する立場でも、今まで線を引いて細かく書いていたのを、そこを電子的に入力できるようになるので、記入する方も簡略になるという面は多少あるかと思えます。

佐藤専門委員 そういうシステムになれば、うまくいくかもしれない。

阿藤部会長 御意見出ましたけれども、これはこれで、ともかくやってみるということで了解を得たということで、生かしたいと思えます。

続きまして、報告者からの照会に対応するためのコールセンターの設置について、よろしく願います。

吉田調査官 報告者からの照会等に対応するためにコールセンターを設置するというご
ざいます。調査実施者の総務省は、調査に関する照会に効率的に対応するため、民間事業者に委託
するというございますが、コールセンターを設置するという計画です。これにつきましては、
調査方法を一部変更することに伴って、都道府県における照会対応業務等が増えるということも踏
まえまして、都道府県の事務負担の軽減を図るということにもつながりますし、調査の円滑な実施
に資するものであると考えられますので、適当であると判断いたしました。

阿藤部会長 これについて、特に御意見ありませんか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 それでは、これも了解ということにしたいと思います。

それでは、次の封入提出方式、郵送提出方式の併用について、吉田調査官、お願いします。

吉田調査官 これも前回の統計審議会における答申の中で、国民の個人情報保護に関する意識の
高まりに的確に対応しながら、調査の円滑な実施を確保するため、調査方法や調査票の提出方法等
について検討することが指摘されています。

調査実施者の総務省といたしましては、記入漏れを防ぐ観点から、引き続き、原則として調査員
への調査票の提出という方法で調査票を回収すると。しかしながら、個人情報保護意識の高まりと
か、不在等で調査員が接触できない世帯が調査票を円滑に提出できるようにするため、封入提出方
式と郵送提出方式の併用について検討が必要であるということで、論点として、調査票の円滑な回
収のために、封入提出方式とか郵送提出方式の併用を考える必要はないかということも挙げており
ます。

阿藤部会長 これはちょうど国勢調査がこういう形で、今回の調査で、改革というのか、どっち
へ向かうのかよく分かりませんが、そういうことになったのですけれども、そういうことを
すべきかどうかということ。今の総務省の案では、それはできない、余り望ましくないという御意
見のようではありますけれども、これについて。

栗原室長 それでは、論点について回答させていただきます。この資料の6ページ目のところで
ございます。前回の調査でも、封入提出、郵送提出の方は、公式には認めてございません。平成18
年調査では、封入提出方式、郵送提出、どちらも正式には導入してございませんでした。ただ、実
際、調査の中で、封入して出したり、郵送で出してしまったりという部分、一部ございました。そ
の中身の方の分析を私どもの方で今回行ってございます。

そこに表を載せてございますけれども、通常提出の場合、封入提出の場合、郵送提出の場合、そ
れぞれの場合で、都道府県での補筆割合、つまり不備があった場合の訂正した割合、それから最終
的に集計に使えなかった、集計除外となったものの割合という形で載せてございます。これを見て
いただきますと、通常提出の場合に比べまして、封入とか郵送の場合には、県での補筆割合、それ
から集計除外となる割合もかなり高くなっているということが分かるかと思えます。特に封入と郵
送の集計除外割合はそれぞれ1割以上ですので、回収した調査票の1割程度が使えなくなってしまう
ということで、これは結果精度にかなり大きな影響があるのかなと考えてございます。

そもそもなぜこういったことが発生するのかということは、言ってみれば社会生活基本調査の性

格というか、特殊性にある意味帰着する部分もあるのかなと思ひまして、社会生活基本調査の場合、御案内のとおり、1日24時間の行動を15分単位で記入するという非常に詳細な調査内容となっておりますので、正確な調査票、回答を得る上では、調査員が収集した際に記入不備等を点検して確認することが非常に重要になっているのかなと思ひます。

一方で、この封入提出とか郵送提出でしてしまった場合には、そういった記入不備について、一定程度時間がたってから、何日かたってから世帯に問い合わせ、あそこ、どうだったかといつても、なかなか訂正が難しいのではないかとすることがあるかと思ひますので、そういったことがこういった数字につながっているのではないかと考えております。

私どもとしてはやはり、個人情報保護意識に配慮しなければいけないという部分は今日の流れとしてあるのは十分承知しておりますけれども、ただ、調査の正確性を大きく損ねてまで本当にやる必要があるのかというところが問題意識として持っておりますので、原則として、ここは前回と変えずに、封入提出、郵送提出は正式には導入しないという形にしたいと思っております。

ただ、ただし書きでちょっと書いてございますけれども、社会生活基本調査の場合、世帯の方に調査書類を配布するときに、封筒に入れて配布してございまして、世帯側がどうしても調査員に見られたくないとか、そういう場合には封をして提出するということが可能でございます。実際そういうところもございましたので、その場合は、調査員は開封せずにそのまま都道府県に提出することとしておりますので、個人情報意識に高い問題意識持っている人はそのような形で出すことは一応できる形にはなっているということでございます。よろしくお願ひいたします。

阿藤部会長 そのパーセントというのはどんなものなのですか。通常提出以外の割合というか、封入とか郵送の割合とか。

栗原室長 全体の中での回収の割合という御質問ですか。

阿藤部会長 はい。

栗原室長 全体は、通常が86%、封入が13%、郵送が0.6%、前回調査ではございました。

阿藤部会長 という総務省からの御回答ですけれども、これについて御意見ございますか。

津谷委員 やはり、これは本当に悩ましい問題ですが、結論から先に言いますと、この対応でよろしいかと思ひます。去年だったと思ひますけれども、厚生労働省の国民生活基礎調査のときにも、これと同じような問題が出てきて、委員の先生の中には、やはり封入させた方がいいのではないかと、いろんな意見がありました。

ただ、おっしゃるように、答えてもらうのは勿論大事なのですが、最終的な目的はやはりいいデータを、信頼できるデータをとるということです。使えない、アンユーザブルな調査票が山のように出てきてしまったら、これは調査をやる意味がなくなつてきます。特に最近、日本人の方も変わってきたようで、封ができるとなると、どう見てもでたらめというようなものがかなり出てきて、国勢調査も全く同じ問題で悩んでいるわけですね。ですので、これはやはりこの対応でよろしいと思ひます。

ただし、さっきおっしゃったように、「私は封入でなければ嫌」というときには、どうぞという形でそれは許可するけれども、こちらで、封していただいて出してくださっても結構ですよなんて

絶対に水を向けない方が私はいいなと思います。これは私自身が代表者をやった複数の全国調査でも全く同じです。

そしてあともう一つ、郵送に関しては、特に、この社会生活基本調査、おっしゃるように、これは生活時間ですので、もらっておいて、時間が経ってしまって、まあいいやというのでぱっと出してしまふ。それを2週間前、3週間前、1か月前思い出してもらおうということはほぼ不可能ですので、特にこの調査は郵送は絶対におやめになるべきであると思います。出生歴とか、結婚とか、なかなか忘れないような、時間がある程度たっても問題が余り生じないようなものは、別かと思いますが、これについては、特に、そういう意味での時間のラグというのを発生するようなことをさせないようにしないといけない。それを認めるのでしたら、私はもうやらない方が、むしろ標本数少なくなってもいいくらいだなあと思っております。

阿藤部会長 郵送提出を認めないということですか。

津谷委員 これはもう絶対、郵送はやめた方が私はいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

佐藤専門委員 ほとんど津谷先生のおっしゃることと同じですけれども、郵送は質が落ちやすいです。封入で調査員に渡すよりも、不注意になりやすいのだと思うのですけれども、私どもがやっている調査でも、ちゃんと全部回答したつもりでも、郵送の場合だと、ページが飛んでしまうのですね。一緒にめくってしまって、真ん中の2ページが丸々抜けた状態で返ってくるとか、そういったことが起きやすい。

そういう意味でも、チェックは、特に、この社会生活基本調査、どんな調査でもそうですけれども、丸々2ページが抜けたりすると全く使い物にならなくなってしまいますので、回収率を上げて使い物にならない票を増やすよりは、回収率が多少下がっても使える票がきちんとあるということ優先すべきだと思いますので。それから、郵送で出すと例えば調査員に答えたとしても、郵送調査をやってみると、ポストが遠いのですね。ついつい出し損ねて出さないで終わってしまうということがあるので、少なくとも調査員に渡すということで回収をある程度きちんと把握していくべきではないか。

Bについては、インターネットなどの回答ということも選択肢があるわけですし、ここで回収の方法を変化させると、またインターネットの導入による影響ということも評価できなくなりますので、ここは特に今年度はお変えにならない方がよろしいかと存じます。

津谷委員 実は国勢調査でもこのことを話し合いました、ただ、国勢調査の場合は義務ですので、余り義務と言わない方がいいということにはなったのですが、お願いするばかりではなくて、やはりこれは国民の義務だということで、都道府県が、インターネットもそうですけれども、不備があった場合、また連絡をして、ちゃんと書いてもらう。国勢調査もあれだけのものですから、比較的、特に全数調査の方は単純でありますので、この調査とは比べものにならないと思うのですが、それができるのですけれども、社会生活基本調査の方は、国勢調査よりもそういう意味ではより遠慮がちというのでしょうか、ちょっと難しい部分があるのではないかなあと思ったり、これは見てみますと、例えば、書いているうちに、ほかのことが入ってきたりして、最初のフェースだけ答えて、生活時間の方をまた後でやると。そうすると、そのうちなんか仕事ができ忘れてしまって、後で、

あっと思って、いいや、このまま入れて送り返してしまえと。これは、本当に私、避けるべきであろうと思います。

むしろ集計除外割合、郵送というのは割に低いなと思ったぐらいですが、それにしても14%というのは相当な。恐らく都道府県で補筆して、それでもこれぐらいということになってきますと、これは大変に調査をやる意味自身が問われかねませんので、できる限り我慢をして、調査員の方、嫌がられるのはよく分かるのですけれども、とにかく頑張ってくれということで、そして向こうから言われた場合にのみ、封をして提出してくれというぐらいになさって、もう一回頑張ってくださいというのが願いであります。

阿藤部会長 ということで、御意見としては、総務省統計局の回答のとおりということでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 調査方法は従来の方式を変えない。社会生活基本調査には、非常に特殊の事情があるというか、非常に細かいデータを書き込まなければならない。それを後に思い出して書くというのは大変難しくなってくるという、そういうデータの質の問題が非常に大事だという論拠のもとで、国勢調査のような方式はとれないと、とるべきではないということで了解したいと思います。

今日は大分議論が運びまして、時間があと7分ほどになりました。特にまとめはいたしません、本日は非常に有意義な議論ができたと思っております。次回は集計の辺りが中心になると思います。あと、今日若干出ましたところで、総務省統計局の方に宿題というか、御検討をお願いしたものは、また次回よろしく御回答をお願いしたいと思っております。

それでは、次回の部会について、吉田調査官、お願いします。

吉田調査官 次回の部会ですけれども、12月6日月曜日で、場所は今日と同じこの会議室でございます。時間につきましては、1時半からということでよろしくをお願いいたします。

なお、次回、この「社会生活基本調査」の審議に引き続いて、生命表についても諮問がされますので、委員の方々はダブルヘッダーということになります。10分ほど休憩を入れて3時10分からということをご予定していますので、よろしくをお願いいたします。次回は、今日と同じように、宿題となった事項の説明をしてから、更にその議論をしていただくというふうに考えております。

また、次回の部会に向けて、この辺についてちょっと資料が欲しいということがございましたら、準備の都合等ございますので、22日までにメール等適宜の方法で出していただければと思います。前回と同様に、本日お配りしている資料は、ボリュームは余りありませんけれども、そのまま置いていただいて結構でございますので、よろしくをお願いいたします。

阿藤部会長 それでは、ありがとうございました。本日の部会の結果の概要は、12月17日金曜日に開催予定の統計委員会に報告をいたします。

それでは、本日の部会、これで終了いたします。ありがとうございました。